

# 認定こども園 青山幼稚園 運営規程

## (施設の名称等)

第1条 学校法人石原学園が設置する幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認定こども園 青山幼稚園
- (2) 所在地 鹿児島県薩摩川内市青山町4, 194番地

## (施設の目的)

第2条 認定こども園 青山幼稚園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、教職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

## (提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教

育・保育を提供する。

#### (保護者に対する子育て支援の内容)

第5条 当園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

- 2 当園は、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。
- 3 当園は、保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

#### (教職員組織)

第6条 当園には、次の職員を置く

- (1) 園長 1名
- (2) 副園長 1名
- (3) 主幹保育教諭 2名
- (4) 指導保育教諭 1名
- (5) 保育教諭 16名
- (6) 事務職員 1名
- (7) 栄養士 1名
- (8) 調理職員 2名
- (9) 園医 1名
- (10) 園歯科医 1名
- (11) 園薬剤師 1名
- (12) 運転手 1名

- 2 園長は、園務を総括し、所属教職員を監督する。
- 3 副園長、主幹保育教諭ならびに指導保育教諭は、園長を補佐し、所属教職員を監督する。
- 4 保育教諭は、乳幼児の保育ならびに養育にあたる。

- 5 事務職員は、当園の事務を行う。
- 6 栄養士は、園児の発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。
- 7 調理職員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
- 8 園医、園歯科医、園薬剤師は、在園児の健康管理にあたる。
- 9 運転手は、スクールバスの運転ならびに園の用務を行う。

#### (学期)

第7条 1年を次の3学期に分ける。

- (1) 第1学期 4月 1日 から 8月31日 まで
- (2) 第2学期 9月 1日 から 12月31日 まで
- (3) 第3学期 1月 1日 から 3月31日 まで

#### (教育・保育を行う日)

第8条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- (1) 教育標準時間認定子どもに係る休業日
  - ア 土曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - ウ 学年末休業（3月23日から3月31日まで）
  - エ 学年年始休業（4月1日から4月7日まで）
  - オ 夏季休業（7月20日から9月5日まで）
  - カ 冬季休業（12月23日から1月9日まで）
- (2) 保育認定子どもに係る休業日
  - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - イ 年始休日（1月2日及び1月3日）
  - ウ 年末休日（12月29日から12月31日）
  - エ 年度初日（4月1日但し日曜の場合は4月2日）
  - オ 年度末日（3月31日但し日曜の場合は3月30日）

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある

又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

#### (教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前 7時00分から午後 18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前 8時30分から午後 16時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (3) 教育標準時間は、午前 9時30分から午後 14時30分とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日 午前 7時00分から午後 18時00分。
- (2) 土曜日 午前 7時00分から午後 18時00分。

3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

#### (利用者負担その他の費用等)

第10条 当園は、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

2 当園においては、当園の教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

3 当園は、教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担を別表2に掲げる特定利用者負担額を徴収する。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表3に掲げる費用を徴収する。

5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表

4に掲げる費用を徴収する。

(利用定員)

第11条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号	—	—	—	35人	35人	35人	105人
2号・3号	6人	15人	15人	8人	8人	8人	60人
合計	6人	15人	15人	43人	43人	43人	165人

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第12条 当園は、教育標準時間認定子どもの保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まない。

2 利用の申込みに係る教育標準時間認定子どもの数及び現に利用している教育標準時間認定子どもの数の総数が、第11条に定める利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に施設の管理者が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。

3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

4 当園は、市が行った利用調整により保育認定子どもの当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第13条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。

2 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

#### (緊急時等における対応方法)

第14条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

#### (安全対策と事故防止)

第15条 当園は、安全且つ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、危機管理マニュアル、事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のために、職員に対して研修を行う。
  - 3 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し必要に応じて薩摩川内市に報告するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い再発防止のための対策を講じる。
  - 4 アレルギーを有する園児に対して、保護者と連絡を密にし、エピペンを預かる等個別に対応する。
- アレルギー対応に関する園内研修棟を行うよう努める。

#### (非常災害対策)

第16条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

#### (虐待の防止のための措置)

第17条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

#### (秘密保持)

第18条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得

た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

#### (苦情解決)

第19条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

#### (記録の整備)

第20条 当園は、教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 薩摩川内市への通知に係る記録
- (4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### (その他運営についての重要事項)

第21条 当園は、保育教諭等の資質向上のための研修の機会を設ける。

- (1) 鹿児島県私立幼稚園協会並びに各種保育団体等の研修会に積極的に参加する。
- (2) 園内研修を年に複数回行い、保育の質の向上を図る。

別表1 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
教育振興費	教育・保育及び教職員の質の向上	10,000円

別表2 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
体操服	個人使用の体操服（消耗品）	16,000円程度
教材費	当園の教育に必要な教材	15,000円程度
給食費	1号認定の給食の費用	4,500円
給食費	2号認定の主食費用	1,000円

別表3

項目	金額
保育認定子どもの延長保育に係る利用者負担	400円

別表4

項目	金額
教育標準認定子どもの預かり保育に係る利用者負担	平日 400円 長期休暇・土曜日 午前 300円 午後 300円